

官民データ活用の推進に関する意見

平成 30 年 4 月 24 日
規制改革推進会議

官民が保有する様々なデータの活用は成長戦略における最重要課題であり、個人情報加工して活用するためのルール整備が行われてきた。しかし、地方自治体が保有するデータについては、ルール整備が各自治体に委ねられており、このまま進めば条例の内容や運用、整備時期に差異が生じ、全体としてデータの活用が阻害されるおそれがある。

そこで、当会議は第 1 次答申（平成 29 年 5 月）において、地方自治体における非識別加工情報の加工や活用についての統合的なルールの整備、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置等、非識別加工情報の加工や取扱いについての公的な事前相談窓口の設置、について提言し、閣議決定された。

ルール整備に当たっては、非識別加工情報の活用事例等が必ずしも十分ではない状況を考慮し、「当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進」しつつ、「立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する」ことを総務省に求めた。

これを受けて、総務省では有識者検討会において検討がなされ、今月 20 日に「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）が取りまとめられたところである。報告書では、「より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組み」として、「共同受託、作成組織について検討を進める必要がある」とされたものの、その他の点では極めて不十分な内容となっている。

国の行政機関及び独立行政法人等における非識別加工情報については、いまだに提供実績がなく、非識別加工情報の加工・活用のルールについての実効性は検証されていない。それにもかかわらず、地方自治体ではこれにならった条例整備が進められており、既に 500 近い自治体で条例改正が予定されている。

このまま条例整備が進めば、当会議が指摘したような、地方自治体ごとの「差異の解消が困難となる可能性」が現実化し、我が国におけるデータ活用に決定的な阻害要因が生じることとなりかねない。

こうした現状を踏まえ、データ活用のルール整備の緊急性に鑑み、早急かつ同時並行で以下の措置を講ずべきである。

1. 現行ルールの実効性の検証を急ぐべきである

- ・地方自治体の先進事例はもとより、国においても非識別加工情報についての提供実績がなく、事例の蓄積が皆無であるため、データ活用に関する現行ルール（行政機関個人情報保護法等、及び地方自治体向けのガイドライン）が妥当であるのかどうか評価できない状況にある。この状況で、現行ルールに基づく条例が制定され続けることは避けねばならない。
- ・総務省は、地方自治体における条例整備をこれ以上進めることはやめ、個人情報保護委員会と連携して、国の行政機関、独立行政法人等及び先進的な地方自治体における非識別加工情報の活用状況を把握すべきである。
- ・それに基づき、国、地方自治体併せて、データ活用に関する現行ルールの実効性の検証を行うべきである。

2. 立法措置によるルールの整備に踏み切るべきである

- ・地方自治体における非識別加工情報についての加工・活用のルール整備は、立法措置による解決の可能性を含めて検討することが閣議決定され、総務省の有識者検討会においても、地方自治体から新たな立法措置を求める意見があった。しかし、具体的検討がなされたとは評価することはできない。
- ・このため、総務省は、立法措置により統合的なルール整備が迅速になされるよう、検討を加速すべきである。
- ・報告書では、個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成するための組織の検討が記載されているが、当該作成組織については、統合的なルール整備に係る立法措置と併せて検討すべきである。

3. 国・地方自治体の共通プラットフォームを構築し、民間事業者の利用申請を受け付けるべきである

- ・報告書では、「非識別加工情報の仕組みが地方公共団体の保有するパーソナルデータの利活用の唯一の手法ではなく、いわゆる統計情報やオープンデータの取組等を含めて、民間事業者のニーズを踏まえた上で、どういう種類のデータを提供することが適切かに留意する必要がある」とされている。
- ・他方、国の行政機関及び独立行政法人等における非識別加工情報については、機関ごとに提案募集が行われている。また、民間事業者のニーズに応じて、非識別加工情報のみならず、様々な類型でデータを提供できるような仕組みとはなっていない。いまだに提供実績がない背景には、こうした点もあるものと考えられる。
- ・行政機関等の保有するデータの利用を促進するためには、非識別加工情報だけではなく、個人情報や統計情報、オープンデータといった様々なデータについて、利用申請が一元的に処理されるような環境の整備が重要である。
- ・このため、国は、行政機関等の保有するデータの利用について、国の行政機関、独立行政法人等及び地方自治体に共通して、民間事業者の利用申請等を受け付けるプラットフォームの構築を推進すべきである。
- ・また、当該プラットフォームでの経験に基づき、データ利用のルールの一斉に向けた最適なルールの在り方について検討すべきである。

以上